

●香川県告示第438号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年11月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量	
係留施設（岸壁 及び係船くい）	玉藻地区－10m 岸壁	高松市サンポート1番 289、290及び291	延 長	310.00 (m)
			エプロン幅	20.00 (m)
			水 深	10.00 (m)
			面 積	4,990 (㎡)
			対 象 船 舶	50,000 (G/T) 旅客船
			係留可能隻数	1 隻